



事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 27 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について (改定 (その2))

日頃は本県の薬務行政の推進にご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品を用いた手指消毒については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」(令和2年3月23日付け事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について (改定)」(令和2年4月10日付け事務連絡)により示されています。

今般、別添写し「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う濃度エタノール製品の使用について (改定 (その2))」(令和2年4月22日付け事務連絡)により、その取扱いが改定されましたのでお知らせします。

本事務連絡では、新型コロナウイルスに対し 60Vol%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告等があることを踏まえ、70Vol%以上のエタノールが入手困難な場合には、手指消毒用に 60Vol%台のエタノールを使用しても差し支えないこととして改定が行われていますので参考としてください。

つきましては、貴会会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、本取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時的・特例的な対応であることを申し添えます。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

濱田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137